

ネクタイ着用の通年自由化について

当組合では、地球温暖化防止対策に係る国民運動の一環として、5月1日から10月31日までの期間を設け、クールビズに取り組んでまいりましたが、今般、SDGsの実践や省エネルギーへの取り組み等、また職員の働きやすい職場環境づくりのため、クールビズ期間外においても、役職員のネクタイ着用を通年自由化することといたします。

当組合役職員の服装が略式となりますことを、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 実施日

令和7年1月6日（月）より（通年）

2. 実施内容

役職員のネクタイ着用の通年自由化

※ただし、役職員はお客様への信用を損なわず、品位と清潔感を保った服装で業務をおこないます。また、会議や外部行事への出席等、TPOに応じてネクタイ着用の判断をいたします。

新様式名札の使用について

当組合は、令和6年10月21日理事会において「カスタマーハラスメント基本方針」を策定し、令和7年1月6日より新様式の名札を使用することといたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 実施日

令和7年1月6日（月）より

2. 実施内容

新様式名札の使用

